

## 改訂意匠審査基準案に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

「意匠審査基準」改訂案について意見募集において寄せられた御意見、御質問及びそれに対する回答を示しました。  
とりまとめにあたり、寄せられた御意見は項目毎に分けた上、要約をしています。

No.	御意見の対象	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
1	新規性喪失の例外	複数の出願に対して同じ証明書をみたい場合等において、証明書の援用は可能か明記してほしい。	複数出願に対して同じ証明書をみたい場合等において、他の出願の証明書を援用することは可能です。「証明する書面」の援用については、出願手続に係る事項のため、審査官の審査判断について記載した意匠審査基準ではなく、「意匠の新規性喪失の例外規定についての Q&A 集」に記載しています。	企業
2	新規性喪失の例外	審査基準案 4.4 「証明する書面」に記載された公開意匠と「同一又は類似の意匠」の項目の事例 1 及び事例 2 について、どの時期に何の物品で出願する場合を想定しているのか出願意匠と時系列情報を追加の上、証明書の認否についての説明を記載していただきたい。	本項目は、「証明する書面」に記載された公開意匠と当該公開意匠より後に公開された非類似の意匠を示すものであり、出願意匠と公開された時期の情報を追加して、証明書の要否に関する説明を記載した事例は、意匠審査基準案 4.5 に記載しています。ご要望のような、出願意匠と公開意匠の形状等が同一又は類似であるが、意匠に係る物品が非類似であり、転用がよく行われる物品同士である場合の事例は、公開意匠が審査において創作非容易性の判断の基礎となる資料になり得る、ユーザーが留意すべきケースとして、非類似物品に係る意匠であっても当該規定の適用を受ける手続を行うことが有効である旨の説明を「意匠の新規性喪失の例外規定についての Q&A 集」に記載することを検討いたします。	企業
3	新規性喪失の例外	審査基準案 4.5 「証明する書面」に記載された公開意匠の公開日以降の公開意匠についての意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用についての判断の項目の事例 1 について、証明書記載の公開意匠の公開日と、出願日と、別の公開意匠と、の時系列や関係性がわかるよう記載していただきたい。	本項目は、「証明する書面」に記載された公開意匠の公開日以降の公開意匠についての意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用について審査官が判断する際、その対比の対象の意匠について例示するものであり、図中「証明書」に記載された公開意匠 A は出願日より前に公開されていることが明らかです。右方の意匠については、「公開意匠 A の公開日以降の〇〇の公開意匠」と記載して公開の先後を示しています。よって、ご意見のような修正は行わないことといたします。	企業
4	新規性喪失の例外	意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用が認められずに拒絶理由が通知された場合、出願日前の 1 年以内であれば、別の最先の証明書を補充可能として頂きたい。	今般の法改正によって緩和された意匠法第 4 条第 3 項の証明書提出手続に関する規定は、出願の時点で出願人が把握している最先の公開について、出願人の証明書の作成負担の軽減と審査負担の軽減、及び第三者の予見可能性とのバランスを考慮して、証明書の作成に要する期間に配慮して定められているものです。 なお、出願人は、出願の日から 30 日以内の期間であれば、一旦証明書を提出した後でも、別の公開意匠について証明書を追加提出することが可能です。	企業

			また、出願人の責めに帰すことができない事由により期間内に証明書を作成できず、期間を経過してしまった場合も、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては2月）以内でその期間の経過後6月以内に証明書を提出することができます。	
5	新規性喪失の例外	以下の2点について、具体例に基づく周知をご検討いただきたい。 ・ 証明書面において公開意匠を特定する際、どのような写真等を掲載するのが望ましいか。 ・ 公開意匠が複数の部品や付属品、部分を含む場合、証明書の創作者はどう記載するのが望ましいか。	ご要望のような点について、「意匠の新規性喪失の例外規定についてのQ&A集」に記載することを検討し、適切な手続のためにユーザーが留意すべき点として、周知活動の充実に努めて参ります。	団体
6	新規性喪失の例外	物品や建築物の外観に加えて、内部についても公開しており、新規性喪失例外適用を受けたい場合は、証明書面には外観のみならず、公開された内部や内装の写真等も添付するのが望ましい旨を、具体例を用いて示して頂きたい。	物品の内部や建築物の内部についても公開しており、新規性喪失例外適用を受けたい場合は、外観について証明する場合と同様に、その公開について証明することが原則となります。ご要望のような点について、適切な手続のためにユーザーが留意すべき点として、周知活動の充実に努めて参ります。	団体
7	新規性喪失の例外	公開意匠が複数の部分や付属品、部分を含む場合は、それぞれが公開されたものと認定され得ることが基準上に明記されたことで、これまで以上に証明書面を援用するケースが増えることが予測される。このため、援用が適切に行われるよう、留意事項の周知をご検討いただきたい。	「証明する書面」の援用については、「意匠の新規性喪失の例外規定についてのQ&A集」に記載しています。ご要望のような点について、適切な手続のためにユーザーが留意すべき点として、周知活動の充実に努めて参ります。	団体
8	新規性喪失の例外	我が国においては部分意匠の類否判断に際し、部分の物品全体における「位置・大きさ・範囲」の異同が考慮されるが、このような判断基準は必ずしも各国において一律ではなく、ハーフルートを含む外内出願等において、部分意匠に関する証明要否の判断が適切に行われえない可能性がある懸念がある。このため、「位置・大きさ・範囲」の相違により公開意匠（部分意匠）同士が非類似と判断されるケースについての注意喚起（周知）をご検討いただきたい。	ご要望のような、出願前に類否の不明確な公開意匠が複数ある場合は、いずれの公開意匠についても証明することを推奨し、適切な手続のためにユーザーが留意すべき点として、周知活動の充実に努めて参ります。	団体
9	新規性喪失の例外	一例として以下のような、画像意匠に関する証明書面について事例を用いた補足説明（周知）をご検討いただきたい。 ・ 「変化する画像」の出願に伴い証明書面を提出する場合における、証明書の記載方法（特に添付図面）や、複数公開があった場合における、前後の公開の類否判断 ・ 「スマートフォンのアイコン画像」等の画像意匠の出願に伴い証明書面を提出する場合において、ユーザー側で多岐にわたる背景（壁紙）画像を設定（追加）した状態で公開がなされている場合の証明要否、証明方法等	複数公開があった場合における前後の公開意匠間の類否判断については、今般の改訂の第Ⅲ部第3章4.4にも記載の通り、意匠審査基準の第Ⅲ部第2章第1節「新規性」2.2「類否判断」や、第Ⅳ部第1章「画像を含む意匠」6.2.2画像を含む意匠の類否判断手法」等、出願意匠と公知意匠の類否判断の手法に従います。  また、「変化する画像」やアイコン画像といった画像の公開意匠の証明方法についても、「意匠の新規性喪失の例外規定についてのQ&A集」に記載することを検討し、適切な手続のためにユーザーが留意すべき点として、周知活動の充実に努めて参ります。	団体
10	画像を含む意匠	審査基準案3.1画像意匠『なお、例えば電化製品の3Dオブジェクト等の仮想的なものは、ここでいう「機器」に該当しない。』における「仮想的なもの」が抽象的で不明確であるため、具体例を記載して頂きたい。また、これ	今般の改訂で本項目に『なお、例えば電化製品の3Dオブジェクト等の仮想的なものは、ここでいう「機器」に該当しない。』の記載を追加する趣旨が、意匠法上の「機器」の定義を示すためではないことは、第23回意匠審	企業

		が機器の定義であるならば、この場所での説明ではなく前段での説明がよい。	査基準ワーキンググループ配付資料3の15・16ページにおける具体例を用いた説明の通りですので、この箇所での記載が適切と考えます。基準案に『仮想的なもの』のとして「電化製品の3D オブジェクト等」を例示しており、記載箇所も適切であることから、ご意見のような修正は行わないことといたします。	
11	画像を含む意匠	審査基準案6.1.1.1 意匠法上の画像意匠と認められるものであることにおける「何らかの機器の機能と関わりのある表示を行う画像」と「単に画像を表示する機能のみによって表示された画像」との違いが不明確であるため、違いがわかる具体例を記載して頂きたい。例えばナビ画面のオープニング画面や遷移画像の遷移途中の画像等についても、機能との関わりが理解できれば、表示画像に含まれると明確にして頂きたい。	今般の改訂で本項目に『ただし、単に画像を表示する機能のみによって表示された画像は「表示画像」に含まない。』の記載を追加する趣旨は、意匠法上の「機器がその機能を発揮した結果として表示される画像」（以下、表示画像）には、「単に画像を表示する機能のみによって表示された画像」と認められる画像は含まないという点を明確化するところにあります。また、ナビ画面のオープニング画面や遷移画像の遷移途中の画像等の「変化する画像」については、他の画像と同様に、その画像の用途・機能に関して、願書及び図面の記載を総合的に判断し、何らかの機器の機能と関わりのある表示を行う画像であると認定できる場合には「表示画像」と認められます。	企業
12	画像を含む意匠	画像意匠について、現行の画像意匠の審査運用、考え方を変更するというものではないという点について、ユーザーの誤解を生じないように、ガイドブックや、御庁の周知活動が充実されることに期待する。	画像意匠の審査運用、考え方について、ユーザーにわかりやすいガイドブック等の作成等によって、周知活動の充実に努めて参ります。	団体

(了)